

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第12号で定めるせん漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 せん漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
あなごかご漁業	別紙のとおり	1月1日から 12月31日まで	1	四海に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年4月18日～同年4月24日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和5年10月31日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
  - (イ) あなご以外の魚種を目的として操業してはならない。
  - (ウ) 使用するかご数は、20個以内とする。
  - (エ) 使用するかごの大きさは、長さ70cm、幅50cm、高さ22cm以下の小判型とする。
  - (オ) 漁具の目合は1.5cm以上（底部を除く）とする。
  - (カ) 操業時間は日没から当日午後12時までとする。
  - (キ) 他種漁業の妨害をしてはならない。
  - (ク) 柵網の敷設場所から200m以上離れて操業しなければならない。
  - (ケ) 地元組合の指示事項及び関係漁業協同組合又は関係漁業者との協定は厳守すること。
  - (コ) 漁具の両端に漁協名、氏名を表示した標識又は灯火を掲げなければならない。
  - (サ) 許可の内容及び上記各項に違反した場合は、この許可を取り消すことがある。
  - (シ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

